

裾野の拡大と事業所の横連携で 相談支援の地域力を向上させる

山口県周南市

- ・総面積 656,13平方km【東西約37km、南北約39km】
- ・人口 154,070人（平成21年1月31日現在）
- ・世帯数 67,006世帯（同）

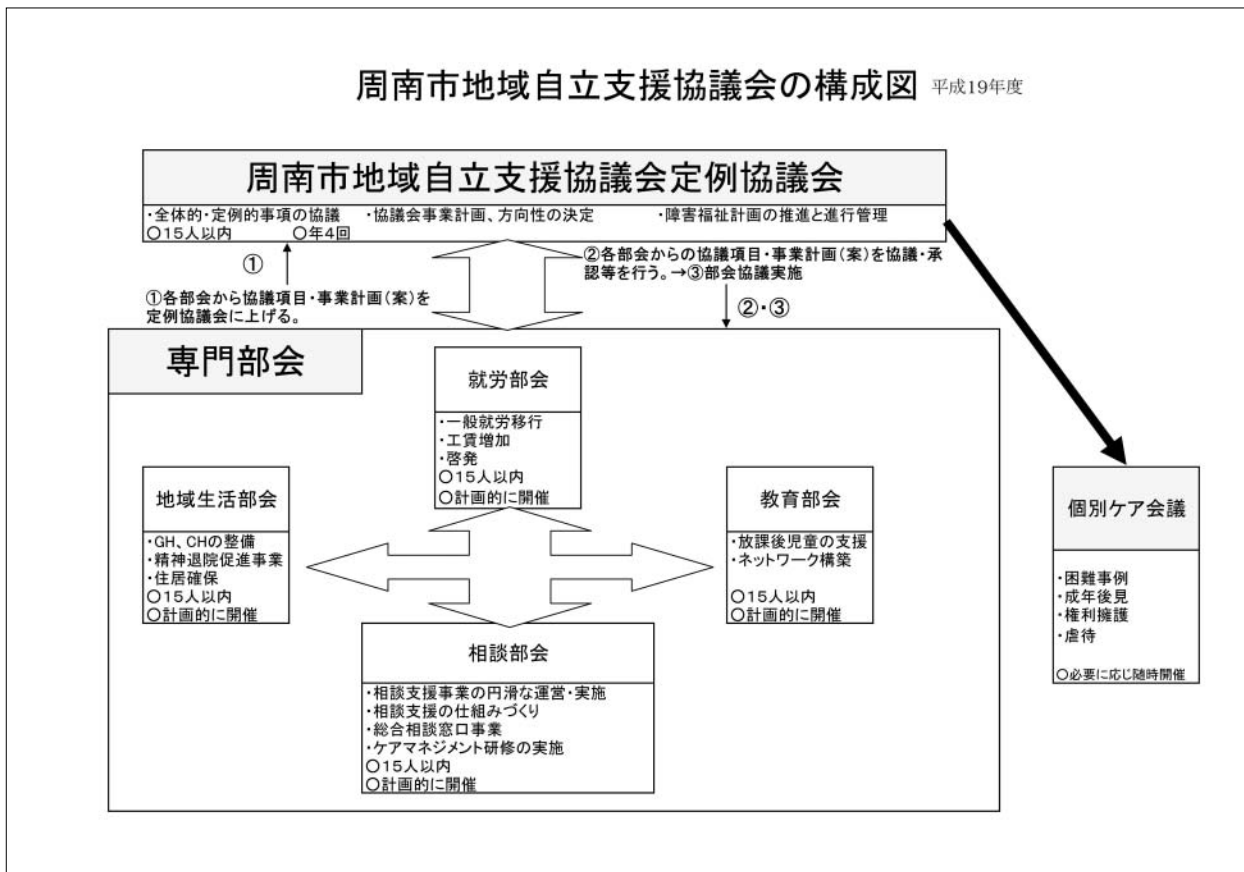
山口県の東南部に位置し、北に中国山地を背に、南に瀬戸内海を望み、その海岸線に沿って大規模工業が立地し、それに接して東西に比較的幅の狭い市街地が続いている。北側には、なだらかな丘陵地が広がり、その背後の広大な山稜には農山村地帯が散在している。（市HP抜粋）



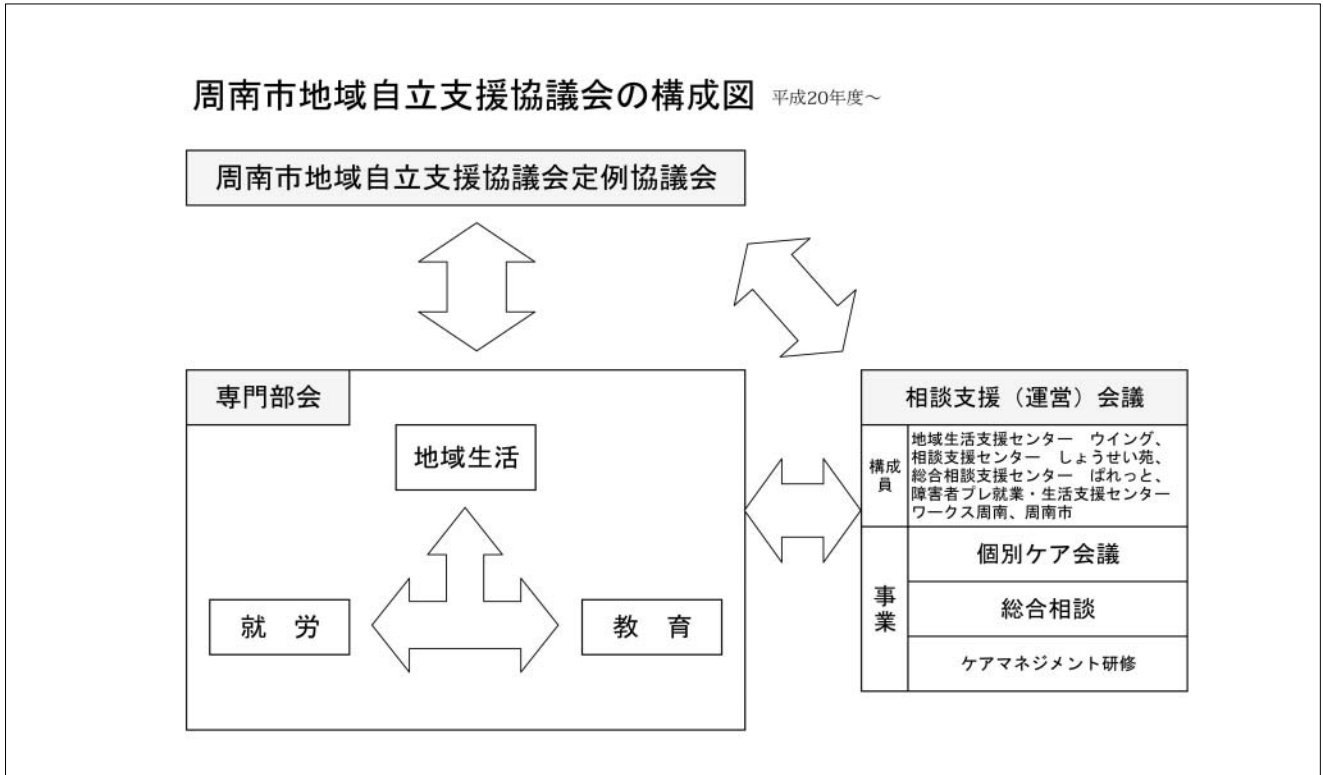
お話し 杉岡 清伸（周南市福祉介護課 主査）
山根 恭子（地域生活支援センターウィング 相談支援専門員）
聞き手 島村 聡（本事業委員）

自立支援協議会発足の経過

現在の自立支援協議会の立ち上がり前に、周南市障害福祉計画（第1期）策定委員会で自立支援協議会のあり方について検討した結果、平成19年度に新組織となる周南市地域自立支援協議会定例協議会の下に相談、地域生活、就労、教育という4つの専門部会をつくり、そこを主導にして協議を進める形でスタートすることとなった。実際に進めてみると相談部会の役割が同じ専門部会とは異なるということになり、平成20年度に改組し、相談部会が相談支援（運営）会議となり独立し、個別ケア会議などの事業を受け持つこととなった。（資料1 自立支援協議会組織図（H19,H20））



資料1-1



資料1-2

自立支援協議会の組織的特徴とアドバイザーの役割

①委員の公募

上記の経過もあり、元の策定委員をベースにそれに加える形で専門部会の委員を公募し、地域生活及び就労の専門部会に公募委員を入れた。加えて平成20年度は定例協議会委員4人の公募（総数16人）を実施している。ここには議論のオープン化や地域の声を取り入れる行政の基本姿勢が見られる（資料2参照 周南市附属機関等の公募に関する規程第9条）。この公募という基本姿勢は下記に述べるように専門部会の活性化に大きな影響を及ぼしている。

②専門部会からの課題の提出

自立支援協議会設立時に専門部会委員の意見を聴くことから始めたため、その後も各専門部会から自由に課題、改善案が提出され、各専門部会が自分たちでその課題に向けた事業を実施している。それぞれの動きがバランスを失わないように各専門部会長と相談支援（運営）会議議長が集まった部会長等会議で調整が随時行われており、積極的な姿勢をもった部会委員が自主的に組織内でのコミュニケーションを図っている。戦略的な委員の選考が身を結んでいるといえるが、ここでのアドバイザーの役割も見逃せない。特別アドバイザーの東美奈子氏は平成19年度に相談部会の委員、20年度は地域生活部会の部会長を務め、協議会立ち上がり時のエンジン役を果たし、その後をアドバイザーの山根氏に引継いだ。その後、氏は定例協議会委員や専門部会委員の課題共有のための研修会や相談支援（運営）会議主催のケアマネジメント研修で講師を務めるなど、外側から協議会全体の振興と後輩アドバイザーの育成を行っている。

③総合相談（相談支援（運営）会議が担当）

周南市の相談支援体制の裏には行政および相談支援事業者の地域活動とアドバイザーの強い連携がある。その一つが「総合相談」事業で相談支援事業所（身体、知的、精神）（資料2リスト参照）、障害者プレ就業・生活支援センター（県単事業）をメンバーとして周南圏域（徳山、新南陽、熊毛、鹿野、下松、光）を2か月に1度定期的に巡回して相談に応じている。その際、相談支援事業所からアドバイザーを含む最低2人が対応し、予め予約があればその障害に対応した相談支援専門員が参加するよう調整をしている。

1 周南市地域自立支援協議会の取組み

(1) ベース、基礎、下地

ア 周南市障害福祉計画策定委員会

イ 総合相談

徳山、新南陽、熊毛、鹿野、下松、光を2か月に1回定期的に巡回。各行政窓口にて各相談支援のための事業所（身体、知的、精神の相談支援事業所、平成20年度から障害者プレ就労・生活支援センター参加）が協力して「総合相談窓口」を設置。行政職員と連携して利用者に対応し、開催予定日は事前に市広報紙でPR。上記関係者が連携を取りながら支援へとつなげている。

(2) 平成19年度の経過

ア 地域自立支援協議会（定例協議会）

周南市障害福祉計画（障害者自立支援法第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画。平成18年度～20年度まで）策定委員会をベース

5月から年度間 4回開催

構成の決定、当該年度事業計画、来年度予算事業、来年度体制の承認

NO	所属等	NO	所属等
1	身体障害者団体連合会	8	介護支援専門員連絡協議会
2	手をつなぐ育成会	9	医師会
3	就労継続支援事業所家族会（精神）	10	養護学校（総合支援学校）
4	身体障害者療護施設	11	公共職業安定所
5	社会福祉法人（知的）	12	徳山大学
6	相談支援事業所	13	商工会議所
7	相談支援事業所		

イ 専門部会として相談、就労、地域生活、教育の4部門

メンバーは、定例協議会委員推薦委員と公募委員等

NO	所属等	NO	所属等
相 談		就 労	
1	手をつなぐ育成会、知的障害者相談員	1	徳山公共職業安定所
2	身体障害者団体連合会、身体障害者相談員	2	公募(日本LD学会会員)

3	手をつなぐ育成会	3	公募(知的障害者授産施設)
4	相談支援事業所	4	公募(身体障害者授産施設)
5	特別アドバイザー	5	公募(周南市ろう協会)
6	病院・看護師	6	手をつなぐ育成会
7	身体障害者団体連合会	7	就労継続支援事業所
8	身体障害者相談員	8	相談支援事業所
地域生活		9	養護学校
1	相談支援事業所	10	養護学校
2	相談支援事業所	11	AYSA
3	介護支援専門員連絡協議会	12	AYSA
4	公募	13	企業
5	公募(在宅介護支援センター)	14	レストランオーナー
6	公募(障害児デイ・ケア事業所)	教育	
7	公募(知的障害者授産施設)	1	知的障害者通園施設
8	公募(手をつなぐ育成会、徳山肢体不自由児者父母の会)	2	相談支援事業所
9	公募(周南市ろう協会)	3	養護学校
10	市住宅政策課	4	養護学校
11	ボランティア	5	周南市教育委員会
12	山口県建築士会徳山支部	6	小学校(特別支援学級)
		7	こども家庭支援センター
		8	小学校ことばの教室親の会
		9	障害者父母の会

7月から月1回程度の開催、19年度事業計画、次年度事業の協議

ウ 特徴

専門部会ごとに自由に「課題」について話し合い、事業を行なった。

(3) 20年度の取組み

ア 定例協議会

定例協議会委員を6月から公募 4人の公募委員が新たに参加。計16人
「障害福祉の計画策定について」を所掌事項に新たに追加
(別紙資料参照)

NO	所属等	NO	所属等
1	身体障害者団体連合会	9	医師会
2	手をつなぐ育成会	10	総合支援学校
3	就労継続支援事業所B型	11	公共職業安定所

	家族会（精神）		
4	身体障害者療護施設	12	商工会議所
5	社会福祉法人（知的）	13	公募
6	相談支援事業所	14	公募
7	相談支援事業所	15	公募
8	介護支援専門員連絡協議会	16	公募

※ 参考

周南市附属機関等の設置及び運営に関する規程

（附属機関の委員の公募等）

第9条 市民の自発的な行政への参画意識の高揚を図るとともに、市民の意見を行政に反映させるため、積極的に委員の公募を推進する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときには、公募を行わないことができる。

- (1) 行政処分に関する審議等を行うとき。
- (2) 住民の権利を制限する内容に関する審議等を行うとき。
- (3) その他附属機関の所掌事項に照らし、委員の公募が適当でない認められるとき。

2 委員を公募する場合は、定数の20パーセント以上を対象とする。

イ 相談支援会議（相談部会）の設置

平成19年度の相談部会から、より専門的な機関として相談支援会議を設置

NO	所属等	NO	所属等
相談支援会議		就 労	
1	相談支援事業所	1	徳山公共職業安定所
2	相談支援事業所	2	公募(日本LD学会会員)
3	相談支援事業所	3	公募(知的障害者授産施設)
4	相談支援事業所	4	公募(身体障害者授産施設)
5	相談支援事業所	5	公募(周南市ろう協会)
6	相談支援事業所	6	手をつなぐ育成会
7	相談支援事業所	7	就労継続支援事業所
8	障害者プレ就業・生活支援センター	8	相談支援事業所
9	市福祉介護課	9	総合支援学校
地域生活		10	総合支援学校

1	相談支援事業所	11	AYSA
2	相談支援事業所	12	企業
3	介護支援専門員連絡協議会	13	手をつなぐ育成会、知的障害者相談員
4	公募	14	身体障害者相談員
5	公募(在宅介護支援センター)	15	企業
6	公募(障害児デイ・ケア事業所)	16	精神障害者就労サポーター
7	公募(知的障害者授産施設)	教育	
8	公募(手をつなぐ育成会、徳山肢体不自由児者父母の会)	1	知的障害者通園施設
9	公募(周南市ろう協会)	2	相談支援事業所
10	ボランティア	3	養護学校
11	山口県建築士会徳山支部	4	養護学校
12	病院・看護師	5	周南市教育委員会
13	特別アドバイザー	6	小学校(特別支援学級)
14	身体障害者団体連合会	7	こども家庭支援センター
15	山口県宅地建物取引業協会周南支部	8	小学校ことばの教室親の会
16	定例協議会委員(公募)	9	障害者父母の会
		10	市こども家庭課
		11	市幼稚園
		12	定例協議会委員(公募)

2 周南市の地域自立支援協議会の機能整理

自立支援協議会の運営マニュアルの会議の種類	機能、内容	周南市
全体会	各機関の代表者レベルの会議 地域の現状や課題について地域の関係者(代表者レベル)が情報共有・協議 政策提言の場	定例協議会
定例会	地域の現状や課題について地域の関係者(実務者レベル)が情報共有・具体的な協議	定例協議会 相談支援会議 専門部会
事務局会議 (運営会議)	協議会全体の方向性、日程等についてコアメンバーで協議 定例会等の準備会議	相談支援会議 部会長等会議
専門部会	地域の課題ごとに部会を設けて議論を深める。	相談支援会議 専門部会

個別支援会議 (事例検討会)	地域のニーズの掘り出し 困難事例の検討、協議	個別ケア会議
個別ケア会議 ※個別支援会議の基礎	各事業所で日常的に行なう	個別のケース会議
	19年度専門部会委員全体会、部会 の運営方法等 20年度定例協議会、専門部会全体 会自立支援協議会の共通認識、地 例協議会、相談支援会議、各部会 の理解	全体会（定例協議 会、専門部会）

※ 参照「自立援協議会の運営マニュアル」P. 3 2 参照

P5

資料2-5

アドバイザーの狙いは「地域の細かな相談に応じることで地域的なニーズのキャッチを行いつつ、軽微な相談にも応じることで相談しても良いという雰囲気を住民に伝えていく」ことであり、その成果として最近、民生委員さんから障害者と思われる人の相談もあったという。身障手帳の申請など一緒にいる行政職員が対応することでワンストップで説明が受けられるという住民のメリットはもちろん、相談支援専門員にとっては行政職員と一緒に相談に入る機会を得られるというメリットがあり、相互のスキルアップや信頼関係構築の機会にもなっている。また、市および支所の1室を使い総合相談の「窓口」とすることで、役場が関わっているという安心感と住民にわかりやすい場所を提供し、かつ住民に対し市報などを通して事前PRを実施している。これは平成15年度に二市二町が合併して極端に広域化したため、市民の利便性が低下するという市の課題を逆手にとって、「町」時代には入っていけなかったところに相談窓口を開設することで、却って地域ニーズの拾い上げに成功した好例である。

④ケアマネジメント研修（相談支援会議が担当）

ケアマネジメント研修は山口県の障害者相談支援専門員上級研修・指導者研修が平成15年度から始まったことから、受講者のその後のフォローアップを目的として毎年開催している。ひとつの圏域が単独でこのような研修を持つことは極めて珍しく、周南圏域のサービス事業所などの職員すべてを対象に受講要件を付けずに幅広く参加を募っているというのも特筆すべき点である。平成20年度は第一回目に60名が参加し、これは周南圏域のほとんどの障害福祉関係者が集まった格好である。さらに、特別アドバイザーが研修の講師を務めており、単なるケアマネジメントの理念やプロセスの学習ということに留めず、地域の実情に応じた実例などについても学んでいる。

行政やアドバイザーの狙いは共通しており、普段の業務でケアマネジメントの流れを知らずに利用者支援を行っている事業所に、ケアマネジメントにおける利用者中心の考え方や地域資源としての事業所や職員のあり

方、実際の支援調整で度々問題となるサービス管理責任者と相談支援専門員の関係などを伝える機会を設け、業務の流れをより高度に、より円滑にすることにある。

そうした効果もさることながら、研修参加事業所や関係機関がそのままネットワーク会議的なものに発展できるのではないかとアドバイザーは感じている。これらのメンバーの間でお互いの課題について共有されることでその場で抱えている事案の解決法やそのヒントを得ることが出来るようになると期待しているという。

⑤ミニ研修会の開催（地域生活部会）

障害者の理解を得るため、アドバイザーらが中心となり地域のサテライト研修を開催している。平成19年度は鹿野地区2回、20年度は熊毛地区が3回、鹿野地区2回、須金地区が1回の計6回を予定している。主に地域の民生委員を対象としたもので、障害者の特性を伝え、相談支援に役立ててもらおうという趣旨である。アドバイザーは相談支援専門員が山間部や島しょ部のように民生委員が唯一の福祉相談役である地域に入るときに、民生委員との連携に苦勞していることを感じており、この研修を通して、普段見逃しがちな障害者のニーズのキャッチ方法や相談支援専門員の活用方法を伝え、地域の相談力の裾野を拡げるといふ狙いを持って臨んでいる。

⑥障害者の福祉を考える集いの実施、運営（資料3チラシ参照）

「障害者の福祉を考える集い」は、以前から市民への広報啓発を目的として、社会福祉協議会が主体となって実施していたが、平成20年度は地域自立支援協議会の意見を元に企画し、協議会のメンバーが主となって運営実施した。内容は先駆的な地域の実例を基にした基調講演と、各部会が自主的にテーマを決め、市民が自由に参加した協議や講演形式の分科会である。この活動の意義は、市民への広報啓発はもちろんだが、各専門部会や相談支援会議に分かれている自立支援協議会のメンバーが一堂に会して各々が話し合ってきた課題を市民と話し合うことで、実情をより深く再認識したり、改めて方向性を確認したり、「集い」実施に向けた全員協力の機会を提供していることにある。地域生活部会は地域のボランティア団体、就労部会は企業や就労支援事業所が集まりそれぞれの目的を持って意見交換できたとのことで自立支援協議会事務局である行政でも評価が高く、年1回の「集い」の機会として今後も継続していきたいとのことである。

⑦その他の部会での協議や実績

・居住サポートに向けた協議（地域生活部会）

宅地建物取引業協会の方を委員に迎え障害者が家を借りる上での課題を協議

・障害者プレ就業・生活支援センターの設置運営（就労部会）

障害者就業・生活支援センターが圏域内になく、就労希望者のハローワークとの調整などに支障があったため、山口県の単独事業であるプレ就業・生活支援センターの設置を要望し設置が認められた。

・周南を中心とした14企業の労務担当者の勉強会に参加（就労部会）

以前から活動している周陽労務会に参加し、法定雇用率達成のために努力している企業の声を聴き、企業と障害者のニーズをコーディネートする人を必要としているなど地元企業の課題を専門部会に持ちこむことができた。

・個別の教育支援計画に関するアンケートの実施（教育部会）

学齢期の個別の教育支援計画につなげるために幼稚園、保育所にアンケートを実施している。分析結果は今後、幼稚園、保育園に周知して行く予定

・放課後、長期休暇における障害児の余暇活動の場についての協議（教育部会）

相談支援の縦と横のコミュニケーションが重要だった

周南圏域の特徴は地域を大切にした相談の裾野の拡大と地域の関係者との横のつながり強化に地道に取り組んでいるところにある。一見、専門部会中心の大きな議論がどんどん進んでしまうのではと感じさせる組織構成であるが、相談支援会議が相談基盤をしっかりとつくっていることと特別アドバイザーやアドバイザーが専門部会や全体協議会に必要なに応じて参加し、要所々々で意見・提言を行って、自立支援協議会全体のベクトルを



平成21年**2月13日(金)**
開会 10:00 (受付 9:30)
山口県周南総合庁舎さくらホール
 (周南市毛利町2丁目38番地)

参加無料

手話・要約筆記あり

◆開催趣旨

この集いでは先駆的な事例を紹介しながら、身近な地域でその人らしく暮らしていくための「地域づくり」を進めるには関係機関と地域はどのように連携、協働してゆけばよいか考えあうことを目的に開催します。多くの方のご参加をお待ちしています。

■開催内容

10:00	10:10	12:00	13:00	15:00
開会行事	基調講演	休憩	分科会 (全3分科会)	※流れ解散

【基調講演】

「誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指して」

講師：山下 かのう さん
 (高知県日高村役場 健康福祉課保健師)

障害担当の保健師として、高齢者・子育て中の父母・子どもたち、障がいのある方たちと住民みずから自分たちの暮らしのなかで起こってくる社会的な課題を自分たちで解決していくためのコミュニティ産業を開発し、住民の就労の場を提供し、年齢や障がいに関係なく社会参加できるまちづくりを目指し、活動されています。

参加定員 200名程度 (事前申込制)

【分科会】(全3分科会)

①就労部会 (周南総合庁舎7階会議室)

【障害者の就労を考える集い】

障害関係者、企業、教育関係者による「現在&これからの障害者の就労」

②地域生活部会 (周南総合庁舎7階会議室)

【つなぐ・豊かな暮らしを創る障がい者の地域生活】

当事者・家族のボランティアに望む想いとボランティア団体の想いをつなげながら、これからの地域づくりを考える場とする。

③教育部会 (周南総合庁舎さくらホール)

【臨床心理士と地域コーディネーターが語り合う】

発達障害の子どもたちへの支援～現状と課題～

※お車でお越しの方は、一階の設備管理室で駐車券の時間延長をお願いしてください。

■基調講演の申込方法

2月6日(金)までに下記宛てに郵送、電話、FAXのいずれかの方法で所属団体、代表者名、人数をお知らせください。

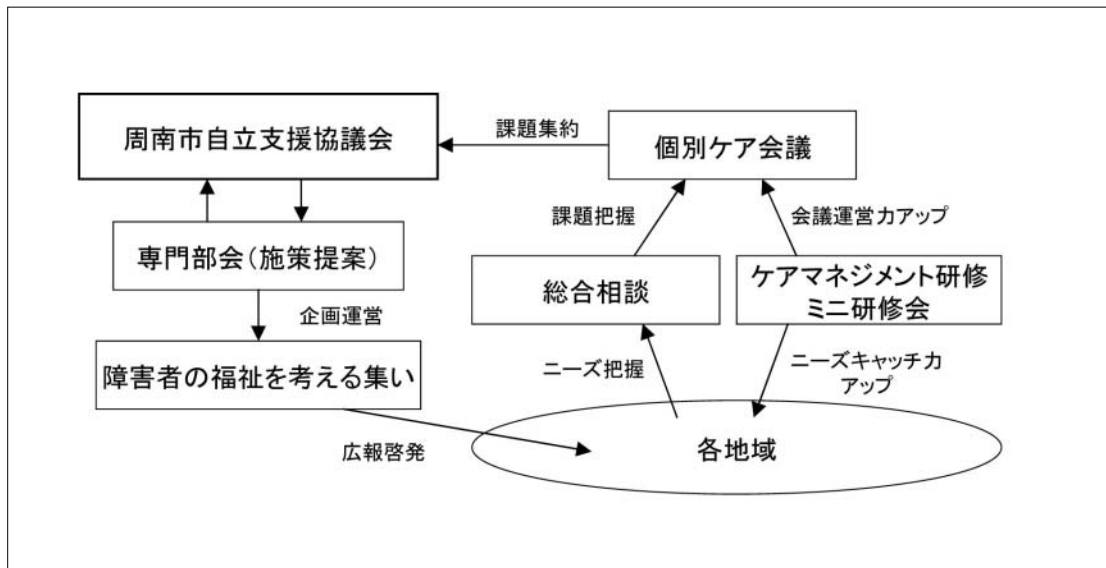
主催：周南市・社会福祉法人周南市社会福祉協議会・周南市地域自立支援協議会 後援：周南市教育委員会

【申込み・問合せ先】 社会福祉法人周南市社会福祉協議会

〒745-8529 周南市速玉町3-17 周南市徳山社会福祉センター内

TEL:(0834)22-8721 FAX:(0834)32-0021 Eメール:trueheart@beach.ocn.ne.jp

一致させ、相互のコミュニケーションを途切れさせないように働きかけを行っていることで、機能的な組織となっている。山根氏は「特別アドバイザーは修正点を遠慮なく指摘してくれて助かる。アドバイザーと相談支援専門員の関係もスムーズで取組みやすい。」とコミュニケーションの高さを評価している。また、行政も事務局として4部会と相談関連事業の同時進行的な作業を理解をもって進めていることが感じられる。杉岡氏も「周南市の良さは、委員の皆さんの積極性にあるので、意見をしっかりと聴いて運営に努めたい。」と強調するように今後も多くの課題が委員から出され、専門部会の活動も一層内容が深まっていくと考えられる。



周南市の施策連関図

残された課題と今後の方向性

それらの良さを踏まえて課題と今後の方向性を考えると次の3点が上げられるであろう。

(1) 相談支援会議（個別ケア会議）の充実

既に述べた周南市の特徴として、相談支援会議からの提起を待たずに課題解決に向けた部会運営が並行して行われているが、これは、通常考えられる相談支援会議（個別支援会議）から、専門部会に課題を提案するという流れになっていないということでもある。よく聞くと事例の検討は各地を廻る総合相談の後に行っているとの事で、掛けている時間があまりにも短く、課題の抽出まで至っていないことが判った。今後は総合相談の機会とは別枠できちんと定例の相談支援会議を開催して事例をしっかりと議論することで解消できそうである。

(2) 機関相互の連携と専門性の発揮

専門部会の活動を通して徐々に関係機関の顔が繋がっているという状況である。また、ケアマネジメント研修を通して集まった事業所もお互いに課題を解決し合える可能性を持っている。今後は、これらの関係者の専門性をうまく発揮させ、恒常的なネットワークとして問題解決力の向上に繋げていくことが目標となるであろう。

(3) 各部会の具体的な課題の解決プロセスの提案

専門部会の大きな目的はやはり社会資源の開発であろう。居住サポート事業の実施や個別の教育支援計画の学齢期までの一本化など開発の兆しが感じられるものもあるが、具体的なものにするにはまだ議論や情報が不足している段階だと思われる。あまりに議論に時間を掛けすぎるとシステム化のタイミングを失うことになるので小さくても核になりそうな資源開発を進めることがカギになると考えられる。